

教育と科学は経済成長の前提条件

1970年6月、連邦政府プラント首相（Willy Brandt）は、教育・科学省の70年度連邦政府教育報告書の冒頭で次のように述べている。

「技術革新の時代に於て、生産性の増大と経済的発展は人間社会にとって必要な条件であるが、教育と科学こそは、社会発展を測定する尺度であり、更には生産性と経済発展を促進する前提条件でもある。教育と科学こそは此の国の将来の発展に於て優位性を持たなければならない。連邦政府は1969年10月28日の政府声明の中で、この教育・科学の優位性を確認した。そして教育を社会的義務と看做す立場から、連邦政府は各州と協力して如上の方針を教育政策上の目標とするものである。各州との協力による連邦主義の精神に基づいてのみ、この国の教育の改革は達成され得るものである。」

即ち、1969年の政府声明で強調されていることは、教育と訓練、科学と調査研究は実施されるべき諸改革の頂点に立つものであると云うことである。

教育に対する国民の権利

すべての教育改革の社会政策的目標は、教育に対する権利の履行にある。即ち、この目標達成上の最も重要な原則は特權的な小数のエリートではなくて、個人個人の才能を助長することによって教育の機会を均等にすることである。その本質的基準は一律水平化ではなくて教育的諸目標の相違化と質的改善に在る。

教育制度の開放性と総合性

教育制度の本来の目標は民主的、効果的且つ柔軟的であり、これは就学前教育（幼児教育）から継続教育に至る迄すべての市民に開放されるものである。

更に従来の各種の学校、各種の大学双方間の区別を除去しなければならない。そして外延的、総合的、且つ分化された総合学校・総合大学の発展と共に民主的な実効的な教育システムを確立すべきである。（他の民主的産業国家は既にこれを計画し実施していることを勘案して）

茲で過去の教育制度が1950年以来、どのように発展して来たかを年次別各学校別生徒数（学生数）の推移表で示してみよう。（表1）

表1 1950年以来の教育制度の拡大

Table 1 (生徒数・学生数 単位 1,000名)

学校の類別	1950	1955	1961	1965	1967
1. 幼稚園	—	—	6	10	14
2. 小学校 ※1	6,734	5,130	5,343	5,607	5,754
3. 特殊学校(身障者) その他	98	114	142	182	228
4. 中学校 ※2	218	383	385	539	694
5. ギムナジウム(高校)	667	871	848	958	1,194
6. 夜間制学校・ガレッヂ	—	—	9	15	19
7. 職業学校	1,733	2,341	1,635	1,780	1,780
8. 職業継続学校	—	—	—	53	58
9. 全日制職業学校	89	157	140	168	197
10. 高等専門学校 ※3	113	147	121	120	134
11. 工業専門学校 ※4			47	61	62
計	9,652	9,143	8,676	9,493	10,134
12. 総合大学・工科大学 (教師養成大学も含む)	135	160	267	312	346
合計	9,787	9,303	8,943	9,805	10,480

註 ※1 西ドイツの初等教育は4年制の**Grundschule**（基礎学校）

に全員入学、その後大半は上級の**Hauptschule**（60%以上）

へ、一部は6年制の**Realschule**（15%）、又は9年制の

Gymnasium 22%、（大学進学コース）へ進学する。

※2 各国の中学校と異り高校へつながるのではなく6年制終了後企

業に就く、英語訳で*intermediate school* (**Realschule**)と謂い所謂実業学校である。（但し**Realschule**

から**Gymnasium**へ転入可能）

※3～4 **Engineering school**はその後**specialist**養成

の高等専門学校と區別された**engineering school**

(**Ingenieurschule**:IS)は**Fachhochschule**の主

流であり、工業専門学校であり、1969年2月各州文教大臣会

議の決議で、**Höhere Fachschule**や**Akademie**と共に統

一化され1971年9月迄にこれら三系統は**Fachhochschule**

に一本化される。

教育制度の改革は先ず初等教育から

西ドイツ教育委員会(BR:Bildungsrat)は、かつて米国の各小学校で開発されて來た近代的教科課程がドイツの場合にも適応し得る事を指摘し、既に実験的にこの改善を試みている。又1966年英國の教育委員会が発表した国際的にも評価の高い小学校制度改革に関する所謂**Plowden Report**が、その報告の中で就学前教育(幼児教育)を拡大すること、小学校入学年令を5才にすること及び教課の編成・指導方法に関して勧告していることに注目している。

そこで、連邦政府としてはドイツ教育委員会の提出した次の如き勧告を支持するものであることを表明している。

即ち、教育委員会の勧告の要旨は：

- (イ) 義務教育開始年令を5才とし1980年迄に実施すること。但し、年令だけ従来より1年早めても全時に小学校制度の改革が伴わねば無責任である。
- (ロ) 学習及び指導に必要な近代的補助教材・教具の整備、プログラム学習要素、視聴覚教材、試験実施方法の改善整備。

さて教育委員会の学校制度改善に関する勧告に関連して考える可きことは、ドイツ労働総同盟（DGB）が1969年夏その第8回年次大会に於て教育制度の広汎な改革の基礎計画案の作成を執行部に要請したことである。それは連邦政府70年度教育報告書の精神と可なり一致したものであり否、むしろ教育の民主化と機会均等を積極的且つ具体的に打ち出したものと謂えよう。その改革案の骨子は次の通りである：

(1) 教育の機会均等と完全な民主化の達成

現行の基礎教育制度12年制（少くとも10年制全日制通学義務を含むものとして）を更に延長して後期中等教育（Sekundarschuloberstufe）迄含むこと。

一般普通教育と職業教育の分離を廃止すること。上記の教育終了時には卒業証書又は職業資格証書或は双方とも生徒に取得出来るようにすること。

(2) 義務教育の過程に於て第7、8、9学年次に予備職業訓練を導入実施すべきこと。

(3) 現行職業訓練制度の中に段階別訓練方式（training by stages）を導入し融合させること。（此のことは1969年9月公布の職業教育法の中で実現されたのである）

- (4) 職業学校 (Berufsschule) に於ける関連学科の時間数は週当たり 12 時間に増加すべきこと（現情は各企業でまちまちで平均週当たり 7 時間である）。又、通学義務年令は 18 才迄とすべきである。
- (5) 職業専門学校 (Fachschule , technical college) を修了した者には大学レベルの技術系高等教育施設への入学資格を証明する措置を探ること。
- (6) 技術教育、実業教育は経済界の諸変化・動向に対応したものであるべきこと。（此の点に関しては屢々 DGB のみならず、企業内職業訓練の責任の地位にある専門家達の見解として、従来の職業訓練が経済界の諸変動に伴う職業移動性 (occupational mobility) に対応していないこと、つまり理論的にも実際的にも職業訓練が社会経済の要請に逆行していると指摘されている。又 1964 年の金属加工業種に於ける統計調査では、従業員の 50 % 以上が彼等が就業前に受けた職業訓練職種と無関係な業務に就いて、折角取得した技能が発揮されていなかったことが問題となつた）尚、上記(1)の中で一般普通教育と職業教育の区別の廃止が DGB 改革案中に提示されている点は注目すべきことである。又、連邦政府 70 年報告書にも、中等教育部門に関するあらゆる改革措置の中で、この両者の区別を除去すべきことを表明している。
- 即ち、一般普通教育と職業学校制度のこれ迄通りのきびしい区別は、社会政策上もはや到底正当化し得ないと指摘している。

普通中等教育制度に就て

便宜上、職業学校制度については一般普通教育と別個に後述することにし

て、次に一般中等学校の現情を略説する現在の中等学校制度は、機構も組織もワイマール憲法下の共和国時代と基本的には全じであり、只一部修正されているだけである。

ギムナジウム (grammar school , 日本流の高校、9年制)

従来の所謂ハイ・スクールの種類が多過であったが、中等教育の三系統式区分に従って、現在では近代科、古典科、理数科 (mathematical-scientific) の三系列にしている。

Second Level Primary Schools

西ドイツでは所謂初等学校を最初の4年間をGrundschule (基礎学校) とし、修了時に生徒は両親の意見に従い更に上級のHauptschule (上級学校5年制) に進むか又はギムナジウム或はRealschule (6年制実科学校) へ進学するかの選択をする。

従ってHauptschuleは義務教育の後期過程になるが、実質的には中等学校に相当するものである。然し未だに一般的には上級レベルの初等学校と云う呼称の如く初等教育の延長の如き考え方が強かったので、義務8年制を9年制に延長したり、この上級レベルの段階で教科課程の内容に外国語の授業の導入や上級学年の組織的独立を計ったりなどして、実質的に中等学校的体制を確立する努力をして来た。

普通中等教育に於ける生徒数の遂年の増加傾向を年次別、学校別に示して見よう。表2 兹では中等学校 (intermediate school) と云う範囲には前述のsecond level primary schoolと呼ばれる上級学校 (Hauptschuleのextension class: 繙続学級) も含まれる。又6年制のRealschuleは当然この範囲に属する。(実科学校は日本流の中学校と異なり、ギムナジウムと併立しているが、リアル・シューレからギムナジウムへ進むことも出来る。)

表 2

普通教育制度の発展

	1955	1961	1963	1965	1967
(A) 中 等 学 校 (Intermediate School)					
学 校 数	817 ^校	990	1,230	1,377	1,590
生 徒 数	438,203 ^人	444,593	495,250	570,239	708,586
卒 業 者 数		66,073	60,674	72,186	83,716
教師1人当たり生徒数		23	23	24	24
(B) ギムナジウム (Grammar School)※					
学 校 数	1,597 ^校	1,667	1,698	1,763	1,843
生 徒 数	878,016 ^人	852,575	863,451	963,249	1,192,694
卒 業 生 数	31,773	57,688	58,942	47,848	62,832
教師1人当たり生徒数		17	17	18	19

※(B) ギムナジウム中には商業高校、工業高校、女子職業高校の各数を含む。尚、上級の各種職業学校が多数あるが、大学への足掛りがないので、最近は職業系のギムナジウムを創設して、高度の職業教育と共に大学入学の準備も可能な Berufliches Gymnasium の設置の提案がある。

前記(表2)に示す通り実科学校やギムナジウム進学者は逐年増加の傾向を見せて いる。然し、その間何ら必要な具体的又機構的改革は行われてはいない。従って、教育の機会均等と云う一般的に認容されている原則は今日尚、確立したとは云えない。

即ち、西ドイツ人口に占める社会的に比較的弱い階層(socially weaker

sections) 出身の子弟は今尚現行教育制度の下で不利な情況に置かれている。

表2 に示すように中等学校や高校(ギムナジウム)へ進む子供達の数が毎年増加しているにも拘らず、労働階級の子弟の進学率は殆んど伸びていない。

尚、ギムナジウム進学者は基礎学校(Grundschule)の4年を経て9年制のギムナジウム(高校)コースで履修する訳であるから、合計13年間の学習つまり6才に入学して19才で大学入学試験(Abitur)^{*}を受け筈である。然し、最近は毎年Abitur試験受験者の年令が高くなりつつあるのが実情であり、平均的には20才で受験する者が多くなった。その主な原因是、ギムナジウム在学中、履修科目成績が不充分で留年する者が増加したためである。(ギムナジウム卒業試験は非常にむずかしく、高校入学者の約半数しか卒業試験に合格しない。二回落第すると受験資格がなく、中退と云う資格が与えられ、社会に出てその中退と云う肩書きで公務員に採用されたりする。)

* Abitur目標で進学勉強中のage-groupは14%(1985年次には22%へ増)

職業教育制度について

連邦政府の職業教育制度は組織面からも教育目的からも一般教育を供与する諸学校と別個のものである。今日迄此の制度は一般教育との分断が阻害要因となって、教育政策を進展させる上で無視されて来た。

職業教育は公共事業(public task)である。此の理念は連邦政府の

1970年社会政策報告書の中で表明されている。職業教育制度は諸改革の過程の中で中等教育の中核を占める重要な部分となるべきである。

(D G B はこれ迄も常に此の理念を打出した)

職業教育施設は各種の型体があり、試験制度や職種資格付け等のため、極めて複雑な職業教育制度が出来上ってしまったのである。

職業教育コースは大体次のように分類される。

(1) 企業内訓練実習場と定時制職業学校に於ける関連学科の定時制教育 (二元的併用制 - dual system と云う)

(2) 全日制職業学校 (Berufsschule)

(3) 職業継続学校 (Berufsaufbauschule 即ち英訳で vocational extension school : BAS 2年制、これを終了すると technical college への入学の資格を与えられる)

この他(3)の分類に属する学校として technical secondary school (FOS : Fachoberschule : 技術中等学校) や technical grammar school (技術高校) がある。

(4) Technical school (FS : Fachschule = テクニシアン養成の上級職業学校である)

以上の各種職業教育施設の年次別生徒数を表示すると次の通りである。

表3、これは職業教育制度の発展過程を示すものであり、前掲表2と対象する必要がある。

表 3

職業教育制度の発展(年次別生徒数)

(生徒数 単位 1,000名)

各種職業学校別	1950	1955	1961	1965	1967
1. 定 時 制 職 業 学 校	1,733	2,341	1,635	1,780	1,780
通学中の見習工・訓練生数	971	1,424	1,197	1,332	1,402
2. 職 業 繼 続 学 校			28	53	58
a) 全 日 制 (1年半)				11	15
b) 定 時 制 (3年半)				42	43
3. 全 日 制 職 業 学 校	89	157	140	168	197
4. 職 業 教 育 の 上 級 施 設			121	120	134
5. テクニシャン養成の学校			24	26	26
a) 全 日 制			7	10	11
b) 定 時 制			17	16	14
生徒数 合 計	1,822	2,498	1,948	2,147	2,195

茲で各種職業学校の内容を個別に抄記すると：

(A) 定時制職業学校 (Part-time Vocational School:Berufsschule)

18才に達していない若者で何れの学校にも行かない者は必ず義務的に通学する職業学校である。彼等が企業での見習工又は訓練生でなくとも通学する義務がある。前提表3に示す如く、近年通学生数が減少している。そして前記表2の示すように一般普通教育コースに進学する生徒数の割合が増加しているのが対象的である。

然し乍ら、企業内での実技実習訓練と定時制職業学校への義務的通学（平均週当たり8時間～例外的には12時間）と併用した教育方式・

dual system (二元併用制) は依然として西ドイツの特色として職業教育の場で優位性を保持している。(関連学科週当たり平均 8 時間制の盛んな州としては Bavaria 州、地区としては Hamburg や Berlin 市、又 12 時間又は以上の定時制学校の多くは Berlin 市や Hamburg に在るがドイツ全土から見れば平均 7 時間が目立って来ており、前述の通り教育委員会の勧告にも又 D G B の改革案にも関連学科週 12 時間制の確立が要望されている。)

尚、定時制職業学校に通学する者の中で各企業内の見習工又は訓練生として実技実習訓練を受けている者の数を訓練期間別、性別に 1968 年度の統計から見れば：

表 4 訓練期間別、見習工・訓練生数(1968年分)

訓練期間別	見習工・訓練生数	%	女子見習工・訓練生数	%
1. 見習工				
2 年～2.5 年制	6 4,3 4 0	4.8%	5 3,5 0 0	11.2%
3 年訓練制	9 1 6,7 1 8	68.2	4 0 8,4 8 4	86.4
3.5 年～ それ以上の期間	3 6 4,6 2 7	27.1	1 1,7 5 4	2.5
計 (a)	1,3 4 5,6 8 5	100	4 7 3,7 3 8	100
2. 訓練生				
1 年制	1 3 1	0.3	1 2 3	0.3
1.5 年制	1 0,6 0 4	22.8	1 0,4 7 7	24.4
2 年制	3 5,8 1 5	76.9	3 2,3 0 4	75.4
計 (b)	4 6,5 5 0	100	4 2,9 0 4	100

1968 年次の見習工・訓練生総数は 1,391,000 名 (a+b) であるが、訓練職種別に見ると 769,000 名は商・工業分野で、478,000 名は手工業分野で、144,000 名は鉱業・農業・鉄道・郵政の分野で訓練・実習を

受けている。^{※1}

尚、訓練職種について、問題となっていることは、多数の公認訓練職種即ち1969年の例で531の登録認定職種に対し、男子見習工の77%が僅に30職種の訓練に偏在集中し、又女子見習工の場合はその92%が僅か20職種に集中したのである。茲に訓練職種数の統廃合調整が必要ではなかろうか。(東ドイツでは義務教育第8年次修了生の訓練職種は1969年には173職種に統合された)

※ 1 1969年次の訓練受講者(見習工・訓練生者)約130万人、その半数以上は商業系職種資格のため、又41.3万人は手工業職種、工業職種には24.6万人、更に約3万人以上が郵政、鉄道2類似の分野の訓練を受けた。

※ 2 1972年次には554職種だったが、今では約300職種になつた。

(B) 全日制職業学校

職業訓練は此の学校でも受講出来る。それは少くとも1年間の訓練に全面的又は部分的に代替するものであり、又同時に中間学校試験を実施するか或は又特にその職種のための公認訓練施設のないような職種のための準備教育をする学校である。

全日制職業学校の約3/4は商業系職業の教育を与える。通学生の大多数は女子である。(1966年次には全生徒数176,000名中女子は109,000名を占めた)

尚、BFSについて—BFSはHauptschuleを卒業した生徒が継続して2年間職教・職訓を受けるextension continuation schoolであり、BASと類似する。(1937年の文部省令によりBFS:

Berufsfachschuleつまり、上級の全日制職業学校が開設されて、一般の職業学校とは区別され、工業系、商業系、事務系とある。原則2年制で教育と訓練の結合方式である。)

(C) 職業継続学校 (Vocational Extension School:BAS,
Berufsaufbauschule)

此の学校の目的は主としてHauptschule（上級基礎学校5年制）出身の生徒達に、広汎な職業理論と普通教育を教え、テクニシャン養成のtechnical school 又は中等学校教育レベルの試験合格程度迄の教育を与える。全日制の場合は1年半、定時制の場合は3年半の期間で、企業内実習中又は実習後通学することになる。

尚(C)の部類に属する学校としてtechnical secondary school (FOS:Fachoberschule)と云う中等レベルの技術学校が最近各州に設置された。これは1969年2月6日の各州文教大臣会議の決議に基づいたもので、中等学校試験を合格することが入学要件である。

参考

後期中等教育編入の教育コース別比率

(年次別推移と予測)

	1970	1975	1980	1985
職業資格に結びつくコース				
(A) 二元併用制コース	57	49	43	37
(B) 全日制職業教育コース	15	17	19	21
上級進学コース(ギムナジウム)	14	17	20	22
職業資格と上級学校の双方に結びつくコース	4	9	12	15
職種の資格づけコース	10	8	6	5
	100%	100	100	100

西ドイツ青少年の教育・訓練は、約6割が職業教育・訓練へ2割は上級進学(大学目標)、2割は実務教育・訓練へ推移する。

(O E C D、1972年刊“ドイツの教育政策展望”P80参照

Hessen州当局の総合制中等学校設置

ドイツ教育委員会(BR:Bildungsrat)は1969年の教育勧告の中で、総合制学校(comprehensive school)の実験的設置をすすめた。先ず40校が発足し、色々な困難特に財政面の制約にもかかわらず、1972年度には115校になった。特にHessen州当局は熱心で、同州の1968年の学校管理法で既にcomprehensive schoolの開校を承知していた。然し、この新制度の連邦への導入には尚反対論が多く、特にG.Köhler氏の調査では、この総合学校のカリキュラム(教科シラバス)の内容について

て反対論が多く、例えば社会学科を生徒に教えることでかえって既存の社会秩序が崩れるおそれがあるとして反対されている。

又 C. Evers 氏の批判によれば、総合制学校制度には色々の矛盾がある。機会均等の原則と選択の必要性との間の矛盾、地域社会性を目指す教育と競争社会を目的とする教育の矛盾など、更にはこれらの外部的矛盾に加えて内部的矛盾、即ち財政や教育効果に関連した評価基準などである。

他の面での改革、特に大学入学許可制度の変更などが実施されないならば総合学校制の意図する変革には極めて限られた成果しか期待出来ないと云う批判がある。

職業学校制度にサンドウイッチ方式訓練導入の試み

ドイツの文教政策は連邦各州の文教大臣 (Kultur Ministers) の所管に永年運営されて來たために、職業教育施設も又各種のタイプがあり、試験制度や職種資格付けなどのため、極めて複雑な職業教育体系が出来てしまったことは既述の通りであり、一方に於て、教育政策と訓練政策が所管責任機関の多様化のために総合的協調的運営に支障を來し、教育改革の困難を招集している。そこで連邦政府としては、後述の通り 1970 年 6 月 BLK (Bund-Länder Kommission für Bildungsplanung) 即ち連邦各州教育政策共同委員会を設置して、各州文教当局と連邦政府の意思の疎通と教育政策決定のための調整機関を発足させているのである。

それはそれとして、各州当局は州独自の学校改革の試みをしており、前項の如き教育熱心な Hessen 州当局は実験的に総合制学校の開設によって普通教育と職業教育の融合化を進めているが、茲で別の試みとして、

Rhine land-Palatinate州に於ける職業学校のサンドウイッヂ方式訓練の導入制度を紹介してみよう。

此の州当局は、1971年に試験的にサンドウイッヂ式訓練制度を導入した。先ず州内の職業学校31校を対象に、訓練職種は22職種について、生徒数5,684名が264名の教師によって、学校内のサンドウイッヂ・コースを運営受講した。

その成果として、生徒達の教育・訓練意欲は著しく高まった。大多数の生徒がサンドウイッヂ・コースの継続を希望した教師と生徒間の関係も改善向上した。もとより、各職業学校に於ける関連学科の授業時間数は産業別に異なっていた。例えば、商業コースは4週～12週、工業コースは2～7週、農業技術コースは4～12週という具合であった。但し一部の企業主達の反対意見と受講生側の作業ロードの加重という問題はあった。又教師側の大半は、学校と産業界との協調が基本的に必要だと考えていた。

一方、訓練担当の指導官や実技指導員側としては、産業界がサンドウイッヂ方式をこれから先も保持したいと欲していると判断した。この方式は訓練時間の節約にもなり、訓練コースの脱落者も最少限度にとどまるからだと判断した。

結論として云えることは、此の新制度の試みは、ドイツ教育委員会(Deutscher Bildungsrat)の提案の中で具象化された中等教育に関する諸原則の趣旨に一致していることである。

(ババリア州) Land Bayern の職業訓練に関する

1972 年の法律によるサンドウイッチ訓練

ドイツの職業教育・訓練が今尚二元併用制度を主流としていることは既述の通りであり、企業内での実技実習訓練と定時制職業学校への義務的通学方式が職業教育の分野で特色をなしているが、関連学科を重視する Bavaria 州では、職業訓練に関する 1972 年の法律によって職業学校に於ける定時制の関連学科の授業方式をサンドウイッチ方式に切り替えることを奨励している点は注目すべきことである。この方式は、職業学校での全日制学科授業の時間帯（一定期間）と企業内の訓練時間帯（期間）とを数回に渡り交替式に実施するものである（英國の例と類似）。訓練期間は 2 年半乃至 3 年コースをモデルとしている。

此のバイエルン地区のサンドウイッチ式教育訓練の主な利点としては、理論と実技の連繋による習熟技能と知識の枠組みが確立し、訓練生の学習意欲を増大し、指導教科が技術的経済的变化に常に対応できるようになり、或は又指導の合理化によって選択的科目（例えば、技術英語やデーター処理等）の導入が可能となる。

訓練の交替的実施プランは、一職種毎に一クラスを編成し、その訓練期間の構成は関連企業と協調して定めることになっている。

扱て、このように Rheinland Palatinate 州や Bavaria 州の各職業学校に於ける試験的なサンドウイッチ式訓練方式の導入を未だ実施していない職業学校側の見解としては、学校施設や教師側に問題があるからだと考えている。各校長や、工業準備教育担当の教師の多くや商業準備教育担当の一部の教師としては、従来の教科課程（プログラム）がサンドウイッチ方式訓練の導入の実験の妨げ（障害）となっているとは考えていない。只、企

業側のオンザ・ジョブ式訓練と職業学校の授業との両者間の満足すべき協調が困難ではないかと考えている。

1969年の職業教育法 (Berufsbildungsgesetz)

について

西ドイツの一般教育制度や職業教育制度の概要及び連邦政府の学校制度改革の意図や政策目標は前述の通りであるが、1969年9月公布された新しい職業教育法はいかなる変化を職業教育界にもたらしたであろうか。

此の法律は職業教育・訓練改革の目標の下に新規の法的物的前提条件を創設した。新法の規律の対象は、基本訓練、継続訓練、再訓練であり、訓練の内容、訓練の期間、公法に基づく職業教育の場所、更には職業教育関係者すべての参加と協力に関する規制、そして最後に職業教育研究機関の設置に関する問題である。

然し乍ら、西ドイツの学校教育体系の完全な改革が未だ実現されていないこの段階で、而も一般教育と職業教育との区別の廃止は屢々指摘されて来たにもかかわらず、尚現在も併立的関係の中で前者は文教政策、後者は労働政策の対象として双方の調整がつかず、従って普通教育体系の中での職業教育の位置づけ、更には企業内職業訓練との関連性の問題が解決されないまま新法の意図する職業教育の改革は多くの困難に面していると云うべきである。（その後の改革経過は後述のBLK改革案参照）

1970年3月“Wirtschaft und Erziehung”誌のW.Linke氏が、この職業訓練法について次のように論評している。

「新法を経済政策的に見れば、商工会議所レベルでの職業訓練委員会の構

成が労使双方同数の代表と職業教師の三者構成で職業訓練規則の実施について監理する仕組みであるが、商工会議所側とすれば新法は規則の詳細の決定について政府側に権限が与えられ過ぎていると考えている。つまり、この事は行き過ぎた官僚主義であり、かえって訓練活動に歯止めとなる危険がある。」と批判する。

又、社会政策的に見れば、企業主側の善意に基づいた訓練に関する伝統的概念と労働者代表の持つ考え方を調整しようとする試みが為されて来たものであり、それによって訓練は税収入によって賄われる政府活動の一つである。従って、訓練に関する指示は政府（即ち連邦レベルの職業訓練委員会）によって出されるが、然しこれを実際面で適用するのは商工会議所である。此の両者間の妥協的措置は、行政機関が職業訓練に関する極めて特殊な又、複雑な問題や訓練に関する将来の起りうべき傾向等について充分な認識を持たないことともからんで、いづれは新法が修正され補足されることになることを意味しているのである。

更に、訓練政策的に見れば、これは社会政策と密接に結びついているために、屢々社会政策の一環であると考えられている。法の各条項は実際的には教育学的問題[※]と可なり広範囲に取り扱っているが、これ迄と同じような従前の諸規則のくりかえしであり、多くの点で不適当なところがある。特に云え

※ 現在、職業教育は11州の各文教大臣の責任であり、他面職業訓練は連邦政府即労働社会省の責任であり、VEとVTの責任の区分制が問題であり、又企業主側と教育当局の責任の基本的配分(basic#division)ともからんで権限の配分はますます問題を複雑化している。

二元併用制に於ける教育と訓練の融合化のために文部省と労働社会省が円滑な協力的運用を期するよう、中央当局の強力な措置が必要であることはO E C Dの指摘する処である。

ば直接訓練に関与する人々又は訓練に関する調査研究要員には、実際上は決定参加（decision making）の権限が与えられていない。職業学校の教師側は唯單に助言的役割を持つだけである。

新法で設置された連邦職業訓練研究所（Bundesinstitut für Berufsbildungsforschung）は実技実習訓練と一般普通教育の両局面に対する職業学校の位置づけを明確に定義すべきである。

尚、1969年8月“Arbeit und Sozialpolitik”誌にK.W. Herbst氏は次の如き論評を発表している。

(1) 企業内実技訓練と職業学校での関連学科の授業の結合方式、つまり訓練のふたまた的取り組み方が従来通り依然として保持されている以上、職業学校の問題全体が新法によって国全体のレベルで取り扱うべき筈であったこと。

(2) 新法の実施に関しては、主管省について法案起草の時点から色々の問題が在ったが、結局は労働・社会省と経済省のそれぞれの責任機関とした。法は一つの妥協の上に立っている、即ち訓練と云うものは、訓練を享受する人々の利益に奉仕し、又同時に国家経済全般の利益に奉仕していると云う事実を考慮に容れた上で妥協に立った新法である。

DGB（労働総同盟）としては、既に連邦労働庁が存在する事実に鑑みて、労働省こそ主務官庁として新法の全面的責任を持つべきだったと考えている。

(3) 新法は連邦職業訓練研究所（BBF）※を設置したが、従来長い年月産業訓練の中心的実務機関であったABB（Central Office for Industrial Training：産業訓練中央事務局）の実績を新法は考慮に容れなかつたことは遺憾である。

新設の連邦職業訓練研究所の機能が果して優秀なベテラン揃いのABB

の機構に代って、機能を發揮出来るか否か疑はしい。

然し、とも角新法は企業内訓練と学校での関連学科の授業の結合方式の永年の伝統的システムを崩すことなく、職業訓練の統一的枠組を作り上げたことは容認しなければならない。それと共に職業学校で与えられる指導教化に関連した諸問題についても同じように統一的長期的展望に立った解決策が速に発見されることが望まれる。

扱て、このような批判はあるとしても連邦政府としては今後いかなる方針を以て新法の実効を期するかについて触れて見る。

先ず政府はドイツ教育委員会（B R）の勧告に同意しつつ、次の点の達成を計ろうと努力しつつある。

1. 二元併用制 (d u a l s y s t e m) の改善

理論と実習(学科と実技)の結合はそのまま保持するが、その結合上の組織構造の基本的改変を期する。

従来の伝統的二元併用制 (d u a l s y s t e m)[※]の教育とは別個に全日制授業に従来以上の重点を置くこととする。

※ (BBF) [※]The Federal Vocational Training Research Institute (Bundesinstitut für Berufsbildungsforschung) は国立の機関：職業訓練の基本原理・原則の決定、V Tの内容や目的の決定、更に技術革新や経済的・社会的諸発展にV Tが常に適応するよう措置する事を目的とする。B B Fの本部はベルリン市に在って、研究員1 2 0名、行政・管理・事務系1 8 0名であり、A B Bのスタッフの半数は吸収されたようである。組織としては、①制度研究室 ②カリキュラム研究室 ③養成訓練研究室 ④成人教育研究室 ⑤教材・メディア研究室がある。

此の全日制方式を職業教育の分野にも全面的に及ぼすことになり、特にそれが適している部門又は生徒の進学上それを必要とする部門に先ず適用する。或る一定期間全日制授業と職業訓練の間に色々の変化を作ることが出来る。

職業教育の初年度は基礎的職業教育の年として、この年には産業界の特定職業・職種とは直接結びつかないような職業について基礎教育を実施する。更にその職業教育の中に公民教育、体育、芸術教育も含ませるべきである。（此の点で想起されることは、1971年ソ連の第9次5ヶ年計画策定の中で、職業学校等の教育訓練施設では、職業訓練プラス一般中等教育と云うコンビネーション方式を強化すべきことが表明され、職業学校の目的が或る職種を教えると共にカリキュラムの中に一般普通科目も包含し、かくして生徒達の将来の職業への理解を助長し同調せしめるものとし、かくして施設の拡充強化を第9次5ヶ年計画の重要な一環としたことである。）

※ dual system: 伝統的な二元併用制（apprenticeが働きつつ週1日職業学校で関連学科を学ぶ式）は企業主側が若い従業員を訓練する上に極めて利点があった。又この方式で多年ドイツの商工業はよく訓練された労働力を確保し続けて来た。然し反面、近代工学に対応して訓練の諸要請に小企業がmeetすることは次第に困難となりつつある。

連邦労働庁の役割

雇用促進法 *Arbeitsförderungsgesetz* (1969.6.25) と連邦訓練促進法(1971.8.26)がそれぞれ別個の職業教育法(1969.8.14, 連邦議会可決)と共に

公布されているが、これは各政党のそれぞれの立場からの法案や連邦政府案の妥協調整の結果である。然し、職業教育法は一応進歩性と近代性を示しているものとして発足した訳である。そしてこの職業教育法が社会政策の伝統に立ったものである点は、アメリカのMDTA（労働力開発訓練法）が manpower policy の局面を強調し、オーストリアの職業訓練法が労働者保護を強調しているのと対象的である。

雇用促進法は社会政策的立法と謂われるが、この法律によって積極的雇用政策の推進が図られた。即ち、従来の如き失業保険金や失業手当を失業者に支給したり、仕事を斡旋するような消極的なことは時代おくれで、できるだけすべての労働者が全労働生涯を失業なく過せるように、生活の各段階で必要に応じ適時に職業訓練を受けるように助成することを最重点とする。このように雇用政策の重点変更は急速に進み、これを掌管する政府機関たる連邦労働庁はその予算の大半を養成訓練、追加訓練、転換訓練、身障者訓練の助成経費として約5.15%が支出されている。金額にして25億4,000万DM企業内訓練は原則として企業が政府の一部助成（中小企業の共同VTへの）以外はすべて企業が膨大な負担をしている。

此の法律により連邦労働庁が助成した人数は、転換訓練、追加訓練では
1969年次10,933人、1970年次34,300人、1971年次
69,500人と増大した。

連邦労働庁が各種の職業訓練に対する促進のための年次別支出経費を訓練生各個人対象として見ると次の表5の通りである。

（1974年OECD刊“ドイツの労働力政策”P122参照）

表5 労働庁の職業訓練支出経費

単位 100万DM

労 働 庁 支 出 経 費		1 9 6 9	1 9 7 0	1 9 7 1
内 訳	1. 個人に対する職業教育助成費	3 2 1.4	7 6 4.3	1, 5 1 5.4
	職 業 訓 練	1 3 2.8	1 9 2.0	3 0 0.2
	継 続 訓 練	4 6.5	1 2 4.6	3 4 2.4
	再 訓 練	4 4.0	7 6.8	1 0 3.7
	再訓練・継続訓練の場合の各個人に対する生計手当総額	9 8.1	3 7 0.9	7 6 9.2
2. 各訓練施設に対する助成費		6.0	1 7.8	2 9.8
(第2項の施設への助成費が比較的少ないので、西独では、企業内訓練は自主的運営の原則であり、特に大企業では膨大な負担をしており、政府の助成は一部助成で主として中小企業の共同職業訓練を対象としている)				

尚、上記の表5に関連して、1971年末現在に於ける職業教育計画参加者数を訓練コース別に見ると次のようになっている。この表6で明らかなことは、参加者の大半が継続訓練コースを好んで選択していることが特色である。

表6 1971年末各訓練コース別参加者数

訓練コース別	男 子		女 子		合 計	
	参加数	%	参加数	%	参加数	%
継 続 訓 練	1 8 8,0 7 9	8 3.3	3 6,8 0 0	5 8.9	2 2 4,8 7 9	7 8.0
再 訓 練	2 0,7 5 3	9.2	1 3,3 4 6	2 1.3	3 4,0 9 9	1 1.8
導 入 訓 練 (settling-in)	1 7,0 4 5	7.5	1 2,3 6 7	1 9.8	2 9,4 1 2	1 0.2
合 計	2 2 5,8 7 7	1 0 0.0	6 2,5 1 3	1 0 0.0	2 8 8,3 9 0	1 0 0.0

(上記各訓練計画実施の労働庁が支出した経費については本書末尾の収支一覧表参照のこと)

連邦労働庁が雇用促進法に基づき、各種の訓練の促進のために支出する助成金の財源は、法の定むるところに従って企業主と労働者双方からそれぞれの所得の1%に相当する分担金である。但し連邦政府はこの1%の分担金の率を削減する権限を持っている。その際、政府は労働庁の財政情況や雇用や経済情況等をよく検討した上でのことである。既に政府は1972年、
1973年にわたり、この分担金の率を0.85%に引き下げている。尚労働庁の本部はNürnberg市に在り、その下に9ヶ所の地方労働局、更に下部機関として146ヶ所の雇用事務所とその支所として558の事務所が組織されており、別に労働庁附属機関としてErlangen市に労働市場・職業研究所が在る。

※ 各地方に地方労働局(全国で9ヶ所)

連邦労働庁の職業訓練関係経費の支出額の増大と今後の対策

増大と今後の対策

雇用促進法に基づき労働庁が各種職業訓練に関する促進のための助成費は、前記表5にも明らかに如く、逐年増大し、1971年度の如きは個人別助成費だけでも約1,500百万DM以上(邦貨にして1,363.9億円)に達し、これだけでも労働庁支出経費の30%を占めた。前述のように財源は労・使双方の分担金であるが、1.0%の率を1972年、1973年何れも政府権限で0.85%に引き下げたとはいえ、労働庁の支出は最近収入を超過して赤字続出である。

1970年の赤字 - 333.0百万DM

1971年 " - 895.5 "

これらの赤字は一応政府の労働庁へのローン (loan) で切り抜けたが、将来は労使双方よりの分担金制度 (contribution) を英國の例に倣って賦課金方式 (training levy system) にするか又は政府予算で賄うべきではないかと議会で論義されている。（本文末尾添附・連邦労働庁年次別収支一覧表参照）

尚労働庁としては、職業訓練の促進のための助成金のみならず、失業者雇用のための補助金等の支出も所管している。例えば、1974年12月には失業者対策として（失業者100万人突破）失業者再雇用補助金や失業者移転補助金として約6億マルクを労働庁を通じて支出することをシュミット政権は決定している。※

茲に参考として連邦労働庁 (Bundesanstalt für Arbeit) の附属機関たる労働市場・職業研究所（エルランゲン市所在・Institut für Arbeitsmarkt- und Berufsforschung）が調査した職業訓練関係年次別個人助成金支出表7、8を見ると、これらは前記表5及表6との関連に於て注目を要する。

※ 失業者を雇用する企業への援助策は1974年12月策定され、1975年3月迄続けられた。失業者が各地方の労働局の管轄地域から他の労働局の地域へ職場移動の際の移転補助として一時金（30km当たり600DM）を支出、又失業者雇用の企業にwageの半額を政府がhelpする。結果的には数万人しか雇用出来なかつたので、政府見込9万人から見て成功とは云えない。只職場移動の移転手当支給延人員は20万人と見込まれた。（1975.9月現在）

表ア

養成訓練促進のための個人助成金受領者数

と初期訓練受講者総数との対比

年次別	受領者数	(単位 100万DM)	
		訓練受講者との比率	助成金総額
1969	140,000人	10.9%	78
1970	192,000	15.2	198
1971	250,000	19.6	324
1972	265,000	—	345

(100万DM=米国弗約400,000:1 DM=約90円)

上記の表によれば、助成金受領者は遂年増加しているが、主として中小企業の共同訓練センターの見習工が対象であり、大企業の自己施設内での訓練経費は企業負担が原則であり、又受領者数は将来は減少することを予測している。その主な理由としては、職業訓練が学校教育制度の枠の中で発展するものとして検討されるからである。そこで将来年平均受領者数が190,000人と予測した場合には、1977年次には助成総額440百万DMと見積ることが可能である。只この予測は1973年3月現在の政府報告の記述であるが、その後西ドイツも欧米諸国と同じく石油ショック後の不況対策に苦労しており、只インフレ問題に関しては消費者物価上昇率も73年平均6.9%に対し74年には7.1%に抑え、先進国中最低の上昇率を示したものの、反面失業の増大となり、1975年3月現在で約116万人に達し、先きに述べた様な失業者再雇用補助金の支給措置もその政策の一端である。1975年8月のニュースによれば、シュミット首相は76年度の政府予算は削減の方針であり、インフレ抑制・景気刺激策の何れにもくみしない財政再建一点にしほることになる模様であり、そのため失業保険金、休職手当、転職促進

手当等の削減を唱っており、更には、1971年公布の連邦職業教育促進法によって進学希望者に一定条件で返済を要しない奨学資金制度を実施して来たのを来年度からは貸付制度に切り替えることも考えられているよう、かかる超緊縮型予算方針から考えると職業訓練促進の助成費も何れは制限される情勢にあるのではなかろうか。

表8 継続訓練、再訓練、導入訓練促進のための助成金年次別充当表

年次別	助成金受領者数	単位100万DM 助成金総額
1969	83,000人	190
1971	288,000	1,215
1972	260,000	1,500

上記の表8も1973年3月現在の政府報告であるが、その時点で予測された1977年次の助成総額は1,750百万DMと見積られている。これも前述の如きその後のドイツ経済政策の推移からすれば見積り額は多少抑制されるかも知れない。

尚、表Bの内1971年度の助成額1,215百万DMの内、継続訓練分が78%と大半を占め、再訓練に12%、導入訓練に10%が充当されている。

又、助成金受領者を年令別に見ると、大部分が35才以下の者であった。又助成の恩恵の少なかった階層としては、未熟練工、半熟練工、農業労働者及婦人労働者達であり、今後はこれらグループにも助成が向けられるよう特別の配慮が必要である。

一般教育と職業訓練との融合について

ドイツの各関係当局としては、教育制度を全一体として考え、その中で従来の永年にわたる一般教育と職業訓練との間の基本的区别は削減すべきものと考えている。この両者の区別の廃止については 1970 年教育白書の冒頭でも宣言されているにもかかわらず、尚前者は文教政策、後者は労働政策の対象として教育と訓練の二元的併用制 (dual system) として存続している。所管機関の相違即ち教育と訓練の管轄機構の相違等が両者の融合を困難にしていると批判されるのもやむを得ない。即ち、職業学校の管理責任は各州の文教大臣 (The Länder Ministries of Culture) に在るのでに対し、各企業内で実施されている訓練を規律するもうもろの訓練規則は、その訓練が手工業や工業に関する場合は、連邦政府経済省が労働省との協議の上で、これを制定し公布している。そこで各州文教大臣が職業学校のために適用実施する教課指導計画と経済省・労働省の定める諸訓練規則との双方協調 (coordination) を計ろうとして連邦政府としてはこれ迄色々試みているのである。その協調策の一つとして 1972 年 5 月 30 日、連邦政府と各州文教大臣との間に調印されたのが「職業教育の分野に於ける訓練規則と教課指導計画概要との協調のための手続に関する共同協定」 (Joint Protocol) である。

茲で先ず知つて置く可きことは、元来西ドイツには、教育政策や教育問題を企画策定又は政府への答申などに参画する各機関が存在していることである。

先ず長い歴史を持っているのが、①各州文教大臣定例会議 (KMK: Kultusminister Konferenz) であり、教育政策の策定に永年参画している二つの機関として ②ドイツ科学委員会 (WR: Wissenschaftsrat) と ③ドイツ教育委員会 (BR: Bildungsrat) があり、この両

機関の策定案がKMKの審議に附託され、その後にその審議事項は各州の当局に廻付されて、それぞれの州議会にかけられ、採決、拒否又は修正を受ける。

然し乍ら国全体にかかる国民全体にかかる、教育政策と訓練政策が上記の如き所管責任機関の多様性によって総合的、協調的運営に支障を來し、特に連邦政府の教育政策の決定権限の弱体性の上に立っての施策の面での教育改革は種々の困難を伴うので、教育制度の基本的改革の必要性については上記各機関の大巾なコンセンサスは期待出来る情勢とも勘案して、先ず政府としては1970年6月に連邦政府と各州当局との教育政策決定の上での意思疎通と協調を計るために、“連邦・各州教育政策共同委員会”(BLK: The Bund-Länder Kommission für Bildungsplanung)を設置したのである。

連邦・各州教育政策共同委員会(BLK)の活動

先ず初めにBLKのドイツ教育制度に関する基本的改革案の骨子を紹介してみよう。この改革の提案は極めて広汎であり、初等教育・中等教育・高等教育の全般、財政の各部門にわたるが、ここでは要点のみを抄記する。

BLKはこの教育制度全般(含職業訓練)の改革案をそれに伴う予算案と一緒にして1973年6月15日答申書として連邦政府及び各州政府に附託した。その改革案の意図する諸目標が提案の日より1985年迄の期間に予算案と共に達成されるべきことを提案している。

BLKの提案は教育制度修正案の中に含まれている後期中等教育の段階に於ける教育と訓練の融合化の原則を確認している。即ち後期中等教育の過程

の中に次の四系統を含むこと。

① 職業への準備教育をすること。

(a) 学校の場で又は全日制ベース(2年コース)で、

(b) 学校と企業の二元併用制の下で(2年~3年制)、

② より上級の勉学のための準備教育をすること(2年~3年)

③ 職業への準備と、更にそれと同時に大学入学許可をとるための準備教育
をする(2年~3年)

④ 学卒証明書を受けることなく、少くとも1年間の全日制コースを経て労
働生涯に這入る準備をすること。

これら四系統へそれぞれ進む青少年の年次別配分の比率を次のように企画
する：

四系統別	1975年	1980年	1985年
① (a)	10	14	15
(b)	59	53	48
②	17	19	23
③	6	9	12
④	8	5	2

(1985年は改革案の最終年)

これら四系統は相互に協調し、青少年達は自分の興味、関心、能力に応じて
各自の主な目的や課目(Schwerpunkt)を選択出来るように仕組まれる
べきである。

職業系も一般教育系も共に対等の位置にあるべきである。両系統のそれぞ
れの内容も比較性を持つつ、何れも同等の価値を有すべきである。

次に中等教育の後期レベルに関するBLKの特別の提案の中で要点を示す
と：

1. 二元併用制（企業に働く若年見習工に週一日定時制職業学校で関連学科を雇主の義務として学習させる制度）に於ける職業教育の内容を強化すること。

此の強化策の主たる目標は、企業主が若年見習工（訓練生）達に一年間の一般的且つ職業指向型の学習を与えることになり、その限りでは当初の一年間は、生産現場の実務作業に重点を置いてはならないこと。

2. 中小企業の共同訓練センターの拡充発展

共同訓練センターは、各州教育当局の運営する各職業学校と連繋しなければならない。

共同訓練センターへの見習工の入所数を現在の2万名台から、改革案目標最終年の1985年迄に21万名迄増大せしめること。（BLK案による二元併用制の下に於ける共同訓練定員数の年次別拡充目標は、1970年2万人、1975年5万人、1980年15万人、1985年21万人である）

3. 全日制職業学校の改編と拡充発展

全日制職業学校に対するより強力な監理を実施する。各地域にわたってそれぞれに適応した種類の多様的な職業教育の恩恵を受けられるように措置する。普通教育と職業教育の内容や目標の融合を計る。全日制職業学校の強化と共にそれだけ定時制職業学校への若年者の進む割合を抑えるのが狙いとなる訳で、目標比率としては、現在二元併用制下の若者の年令層57%を将来1985年迄には37%に押えて、反面全日制の若年者通学15%を将来1985年迄に21%に引き上げること。

さて、BLKの改革提案の中で、職業訓練については次の如き見解が表明されておる。

ドイツの技術・職業訓練は過去の一時期に於て世界各国から、うらやまれ

る程に隆盛を極めた。又、実際にドイツ特有のユニークな二元併用制 (dual system) の下で、いくつかの全く素晴らしい訓練実施計画によって他に例のない程良く訓練された要員がドイツ商工業界に送られ続けて来た。企業主がその若年見習工達を訓練する過程の中に自らも密接にかかわる制度を今後とも保有するためにはあらゆる努力を傾注すべきである。或る面では、この制度の中にいくつかの重大な弱点が生じてきている。例えば、生産により多くの時間をかけるためには、訓練の面で手抜きもあり得るし、又小企業側にとっては近代的技術革新に伴う訓練面の諸要請に対応するためには、それらの要請が大き過ぎて対処出来ない場合が屢々ある。各州当局の管轄下で定時制の職業学校で供与される学科面の訓練が若年労働者のニーズに不適切であることも屢々である。

これらの問題の外に、管理機構上の問題がある。現在の処、職業教育はドイツの11州の各文教大臣の責任であり、連邦政府、つまり労働社会省の責任であって、文部大臣の責任ではない。その上、一方に於て企業主側、他方に於て教育当局側の双方間に基本的な責任の区分が存在している。このように権限の配分がこれ以上多岐になることはなさそうである。連邦労働社会省と文部省は今やそれぞれの優先権・既得権を守っており、その上で既存の dual system の改善と、可能なはずの教育・訓練の融合に向って両省が円滑に双方に制度の運用に協調せざるを得ないようにしむけるためには、強力な中央的執行機関が必要であろう。若し、そのような措置が出来ないとすれば B L K としては、二元併用制度に於ける訓練を管掌監理する責任をこの際全面的に教育・科学省に移管する方がよいと勘告するものである。（此の勘告は、重大な意味を持っていた。果してその後 B L K の教育改革総案は政府に附託され、審議された結果、1973年11月15日連邦政府は“職業訓練再編成のための指導原則”を採択し、その中で新職業訓練法は教育・科

学省が原則と協調の諸問題に関しては主管省としての責任をとるべきことを確認すること、更には教育・科学省が関係各省間の協調のための暫定措置の下で、所要の法的規則・省令などを通達すること、など重要な事項を定めている。この事は後述する。)

尚、BLKの教育改革総案(Bildungsgesamtplan)は連邦政府・各州政府のそれぞれの首長によって1973年11月30日採択された。

連邦政府採択の“職業訓練再編成の基本原則”

(1973年11月15日採択)

前述の通りBLKがドイツ教育全般に関する改革案を1973年6月15日連邦政府及び各州政府に附託した結果、連邦政府は慎重に検討審議し、先ず教育政策と訓練政策とのかかわりの局面に於て、職業訓練法への影響や、関係各省庁間の責任の明確化、特に職業教育分野に於ける中央政府としての統一的権限の確立、及び連邦職業訓練研究所(BBF)の拡充等の方策を意図した表記の如き“職業訓練再編成の基本原則”を1973年11月15日採択した。

政府提案の骨子

(1) 職業訓練法(1969)の適用の拡大

同法の適用範囲を拡大し、手工業職種、商船に関する訓練、補助的医療業務、公共サービス業(但し公的な法律的職務、例えば公務員の業務を除く)等にも適用するものとする。

(2) 著しく専門化された職業訓練を伴う広汎な職業分野のための基本訓練に関する措置;訓練職種数の大巾削減

(3) 職業学校、企業、共同訓練センター等のそれぞれ異なる訓練施設相互間の訓練内容の協調と、訓練諸規則や訓練課題要目の共同準備作業と調整（従来の企業と学校相互間の訓練の協調の不充分さの対策として）

(4) B L K の内外にわたる協同の増大によって（各州所管の）職業学校訓練課題と（連邦政府の）訓練規則との統一性の確保・連邦職業訓練研究所（B B F）の業務に各州の参加が増大すること。新職業訓練法や附属諸協定による協力の形式化

(5) 訓練定数

各企業、共同訓練センター、各学校相互間の訓練責任の機能的配分をはかること、共同訓練センターの収容能力を更に 10,000 名増大すること（職業学校の責任の配分は少な過ぎるし、共同訓練センターの数も不充分であることへの対策）

(6) 訓練施設の適否のチェックと当局の監理

基本訓練・継続訓練・再訓練のための各施設の適否を訓練開始前にチェックする責任を公共当局にとらせること。訓練の運営の管理を上級の政府官僚に当らせること。

（従来の訓練監理は各商工会議所によって行われ、訓練施設の適否のチェックは訓練が始まった後で、不適当な点などが決定され、その上、時には訓練が禁止されることもあり、これらの対策として(6)の措置を定める）

(7) 訓練の履習に伴う証明について

従来は各会議所が訓練コース履習について試験委員会を構成し、試験基準も各会議所が定めているが、訓練履習の公的責任を強化するため試験官の構成を公的機関とし、又試験基準は法的形式で公示する。職業コース完習証明書は後期中等教育の普通コースに相当するものとする。その逆の場合も又然りとする。

(8) 連邦政府の責任（権限）の集中（中央集権化）

新職業訓練法（1969年公布）は、同法所管の分野に於ける原則や協調の諸問題に関する責任は連邦政府教育・科学省にあることを確認する。更に、教育・科学省は関係各省間の協調のための暫定措置の下で法的規制を公布する。（従来は関係の分野を主管した省庁が教育・科学省と協議の上で法令を公布している。）

(9) 連邦職業訓練事務局 (Bundesamt für Berufsbildung) の設置

省レベルで取り扱うことを要しない行政事務・調査業務・啓発業務を担当するため、連邦職訓局を設置し、既存の連邦職業研究所 (BBF) を連邦職訓事務局に編入し、公的責任の強化と訓練の画一化（各州均等化）及び連邦・各州間の協力を容易にする。

(10) 職業訓練の経理

従来の個々の企業による経理を、今後は職業訓練経費・財政専門委員会の主要報告が利用出来る場合は、それによって経理を措置する。

B L K の教育改革総案 (Bildungsgesamtplan)

に対するドイツ商工会議所連盟の批判

前述の B L K の教育改革案は 1973 年 6 月、政府及び各州当局に附託され、同年 11 月 30 日採択されたのであるが、この改革案が発表された当時、経済界、特にドイツ商工会議所連盟側から次の如き批判が表明された（A. Hegelheimer 氏の紹介論より）。

記

B L K の改革案には、幾つかの弱点がある。就中、職業訓練の二元併用制

(職業学校と企業の連携教育・訓練制度)の持つ役割の減殺である。各州の教育に関するプランニングは明らかに、過去の諸政策の強化とむしかえしである。

B L K の改革案は次の三つの基本的問題に何らかの回答を与えるべきである。(それを避けているのは何故か?)

1. 技能の供給面でのどんな変化が個々人の教育要求から生ずるものであるか、又教育政策の運営がいかよに行われうるか?
2. 教育に対する個人的要求と雇用の見透しとの関係は何であるか?
3. 長期的教育計画は、経済成長・潜在的労働力・教育資源にいかよに影響を及ぼすか?

1970年～85年にわたるB L K の教育改革総案には、訓練の必要度の詳細な見透し(従って熟練労働力の将来の供給の見透し)もないし、職業訓練と経済成長の関係の深さの研究も含まれてはいない。

後期中等教育の見透しは各教育系統に対する生徒の配分比の変動に依存している。その上、B L K 案は、職業訓練に対しては比較的軽度の役割を与え、反面学校に於ける全日制訓練の方に対して役割の増大をもくるんでいる。(それは、まさしく上級の全日制職業学校の機能が限られているためである)。恐らくは、学校ベースの職業訓練が相当な程度迄一般継続教育カレッジの方に移行するであろう。

4. Dual System(企業内訓練+職業学校での定時制関連学科授業)方式によって訓練される労働力は1970年次の一定年令層の57%からB L K 案の最終年次1985年には37%に減少するものと予測される。此の数字から明らかなことはB L K の教育計画立案者達の心情が長期計画に於て dual system を軽視しているものと思われる。

教育経費の点から見ても、このことはうかがわれる。後期中等教育に關

する経費は1970年度の13.8%が1985年次には13.0%に、又高等教育に対しては24%が28%に増額され、反面定時制の関連学科を持つ職業学校の経費は1970年次の4.9%が1985年次には2.7%に抑えられている。

5. Dual Systemによる訓練と雇用構造

二元併用制度が盛んな国々では、訓練生の数も1950年から1970年迄の間に著しく増大した。此の増大傾向がその後の各年次にわたって継続するか否かを定め、又その制度によって育成された新しい技能労働者が雇用市場に流入する際の雇用面でののはね返りがどうなるかを決めるためにも、人口統計や労働人口の構成を研究しなければならない。

普通教育の延長と云うことを考慮するならば、BLK案で考えられている期間（1970～1985）に於ける男子労働年令（19才～65才）層の割合は10%増大し、女子労働力（19才～60才）は2%増加する筈である。今の時点（1973）から1985年迄の間に経済的能動人口（19才～29才）は100万人は増加するであろう。1980年迄にはdual systemの下で訓練された熟練労働者は労働人口の60～65%を占めるであろう（これに比して1960年代は35～40%）。人口構造の中でのこのような推移は、（訓練のレベルによる趨勢として）BLKの教育改革案の論議の段階では考慮されていなかったところであり、そのことはこれらの年令層（つまり二元併用制による熟練労働人口）にとっては、まさしく企業に於ける訓練の減少を意味すると云う不案を招致するものである。このような変則は、経済的・社会的安定成長にとって一つの脅威である。

以上がBLK案に対する商工会議所側の批判の要旨である。

1973年11月15日採択の連邦政府“職業訓練再編成の基本原則”に対する批判

前述した連邦政府採択の“職業訓練再編成の基本原則”に対しても色々の批判があったが、その要旨をH.Schubert氏の論説から引用してみる。

記

1973年6月BLK案の附託を受けた連邦政府が、これを検討審議した結果、同年11月政府として採択した“職業訓練再編成の原則”には、二元併用制度に対する幾多の重大な危機が内包されている。教育の機会均等は、職業訓練と普通教育制度の融合化を必要とすると云う論旨は、職業教育系統の中に普通中等教育の要素が含まれていなければならない。（但し、その後の指向が大学への門が開かれたものとして）と云う前提に立ったものである。ということは、反面職業教育系をそれなりに“下位的”と予想するものである。而るに、中等学校修了証書はその後の高等教育につながる能力の証明ではないことは、経験の示すところである、職業訓練に対する新しい探究（アプローチ）が必要なのである。職業訓練こそは一つの教育形態として認識さるべきである。

1969年の職業訓練法の主たる目的は、新しい訓練規則の作成準備を促進することにあった。而るに、この準備作業は、訓練仕様書、標準課題、試験規則等を法的に承認する行政的手続きの遅滞によって妨げられたのである。公的規則の成文は最少限度の基準に限るべきである。（標準課題等については作業部会にまかせるべきである）。

訓練のきびしいコントロール（規制）や監理を国が実施することは、企業側が法的に規制された最少限度以上のことをやろうとする努力や技術革新への絶えざる基盤に企業の訓練を適応させようとする企業意欲を阻害しかねな

いのである。

又、若し企業と学校が真に同等の足場に立たされるべきものならば、両者は同様なルールに従わねばならない筈である。

又、学校での訓練の期間が長くなると、企業での訓練の期間は減少する。（作業のラインでの実習時間の減少）このことは、訓練の質の改善と云う問題と両立しない。

企業側は近代的な指導教材を必要としている。従来、これらの訓練教材は A B B が所管して来たが、新職業訓練法によって設置された B B F（連邦職業訓練研究所）にその仕事が移ったが、そのため教育用教材発行の業務が停滞する結果を招いた。

訓練施設の適否のチェックを新しい規則に基づいて国の機関が監理することになるとすれば、果してその機関が、例えば従来それを所管した手工業会議所よりももっと妥当性があると謂える証拠はなにもない。かえって、むしろ官僚主義化の危険がある。

その他、これ迄手工業会議所が有した責任権限が他の国家機関に移行されることになると、そのような上位的変移は不必要であり、むしろ各関係当事者間の協力協調こそ必要なのである。

（以上が主として手工業会議所側に立った批判の論旨である。）

1975年4月の職業訓練法改革法案 の提案と反普

1969年公布の職業教育（訓練）法について既に当時から問題になっていた職業訓練分野に於ける公共当局の責任・権限の強化に関する新しい改革

法案が1975年4月、国会に提案された。改革法案の主たる狙いは次の点にある。

- (1) 基本訓練と継続訓練の規則を管理運営する方策の改善、訓練施設、訓練要員、試験、契約の改善
- (2) 訓練の計画立案に必要なデーターを提供するための統計業務の組織化
- (3) 訓練管理行政の改善

此の改革法案は、或る面で特に訓練財政や組織化の面で不充分であると労働総同盟（DGB）側は考えているが、大局的にはDGBとしては改革案を支持している。

然し、ドイツ商工会議所会議（DIHT：Deutscher Industrie- und Handelstag）からの批判としては、この改革案は官僚主義的統制の強化であり、既存の職業訓練制度を学校制度が乗っ取ることによって、従来からある職業訓練制度に対し恐怖を与えるものであると考えている。

又、手工業連盟からの批判としては、この改革案は現存している二元併用制度を破壊するものであるとして反対を表明した。

以上の経過から、1975年9月、此の改革法案は、国会で審議されることになっていたが、議会の最終読会で否決されてしまった。

西ドイツの雇用動向について

西ドイツの労働市場政策は1969年7月公布の雇用促進法に基づいて、法が設置した連邦労働庁（The Federal Institute for Labour）を中心に推進されて来たが、その労働市場は近來、経済状況の変化に伴い非常に変化しつつある。総人口6,100万人（1971）、就労者2,600万

人、その内被雇用者2,300万人、その内婦人労働者750万、外国人労働者は1973年当時260万人にもなったが、不況と共に遂次制限して、現在200万人程度である。

1974年頃から労働力の需要減が続き、雇用情勢は悪化した。失業者は100万入台となり、失業率も4.5%から5%台を上下している。(1975年4月現在、失業者数108.7万人、失業率4.7%)。特に冬季は失業者多発の時期であるので、DGB筋では1976年2月頃は140~150万人になると予測している。

元来、1969年の雇用促進法の公布は従来の失業救済的消極政策から積極的雇用対策への転換を意図した社会政策的立法措置であり、その雇用対策の一環として職業教育・訓練の積極的拡大と訓練経費の多額の支出(1970~1971年労働庁支出赤字)を敢行し、他方1974年頃からの不況対策として景気刺戟策を発表し、失業者雇用企業への補助金の支出、失業者の就職のための移転手当の支給等の措置を構じている。(1975年9月現在で移転手当支給人員20万人見込)、これらの諸経費はすべて連邦労働庁を通じて措置されているが、政府の最近の景気立直し政策を見ると各産業にわたって投資をする者への保証あるいは職場を創設する(*creation of new jobs*)ための保証の形で援助している。(1971年末の援助総額約DM50億~1975年次DM100億)、反面1976年の政府の経済政策は超緊縮型財政政策に転換すると云う情報から判断すれば、今後の職業訓練関係の経費も従来と違つてかなりの削減が予想される。

(筆者は本資料作成直後の2月下旬より3月下旬にかけて、第三次欧州各国職業教育・訓練の実態調査のため、出張する事情にあるため、茲後の報告を以て本資料を補足する予定である。)

(参考)

連邦労働庁の年次別収支一覧

(単位DM100万)

	1969	1970	1971
I 収 入 その内、労・使からの基金 (contributions)	2,999.2 2,502.9	3,574.3 3,097.2	4,032.3 3,551.4
II 支 出			
1. 個人にに対する職業教育・訓練助成費	321.4	764.3	1,515.4
内訳			
- 職業訓練(基本)	132.8	192.0	300.2
- 繼続訓練	46.5	124.6	342.4
- 再訓練	44.0	76.8	103.7
- 生計手当(再訓練、継続訓練の場合)	98.1	370.9	769.2
2. 訓練施設に対する助成費	6.0	17.8	29.8
3. 雇用への就職助成	101.2	126.8	125.0
4. 身障者の産業復帰と訓練復帰	21.2	66.7	139.5
5. 短期(臨時)労働手当	3.3	12.1	106.1
6. 悪天候手当(建設労働者への)	833.5	1,221.8	835.5
7. 冬季建設業の生産効率助成手当	-	37.5	15.0
8. 建設業の企業と労働者へのその他の助成	64.6	43.8	65.3
9. 雇用創設措置費	13.2	13.7	15.8
10. 失業給付金	674.2	650.9	868.3
11. 失業対策助成費	81.9	52.9	52.8
12. 行政管理費(労働庁費、外)	768.4	899.3	1,159.2
支 出 合 計	2,888.8 +100.4	3,907.3 -333.0	4,927.8 -895.5
III 収支対比		(赤字)	(赤字)

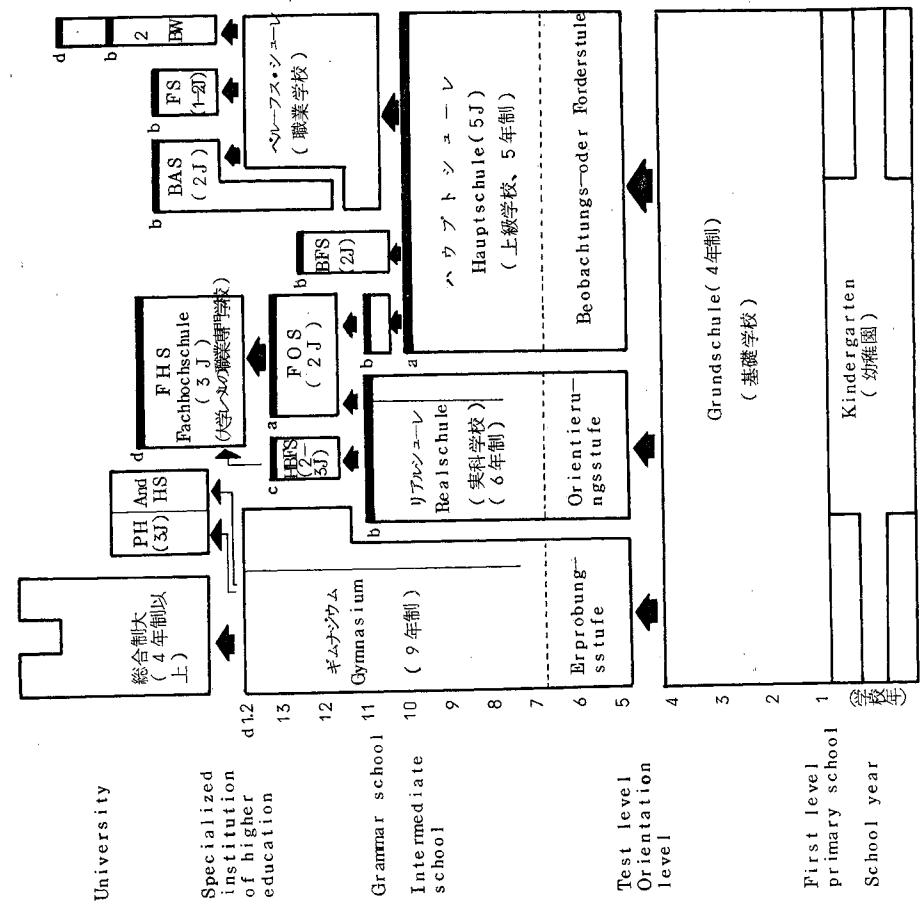
註 1973年次の連邦労働庁の予算は、7,469百万マルクDMであった。

この財源は主として労使双方からの給与額の0.85%の拠出金である。この予算の内、訓練の再訓練の費用は2,277百万DM、雇用創出費が1,514百万DM、失業給付金が1,502百万DMを占めている。

尚、教育促進関係の予算1976年次は1,880百万DMで、前年より10%削減された。

西ドイツの教育組織（1970年 政府教育・科学者発表）

Break-down of the Educational System in the Federal Republic of Germany



- 左記の西ドイツ全般にわたる教育制度組織図の中には、各州の特別設置の学校組織は含まれていない。文教政策が各州政府の主管となっているためである。
- 左記各学校図の左上角の記号は次の各試験を意味する。

a = 中級レベルの初等学校試験

b = 中等学校レベルの試験

c = 高等教育専門機関入学試験

d = 総合制大学入学試験

3. 各学校のタイプ別記号の意味

A = 総統制
FOS = Fachoberschule : 技術中等学校
HBFSS = Berufsfachschule 上級の全日本職業学校、この学校は教育と訓練の結合
FOS = Berufsschule 上級の全日本職業学校、この学校は教育と訓練の結合

Fachschule (Fachschule : 技術中等学校) と区別されている。
Part-time vocational school (Part-time) = Fachschule テクニシアン養成の上級職業学校で、technical school である。
Berufsausbau schule (BAS) = Berufsausbau schule 即ちvocational extension schoolで、2 年制の職業继续学校であり、これを終了すると technical collegeへの入学者資格が与えられる。

Second-level primary (Hauptschule (5J)) (上級学校, 5年制) = Second educational route 第二の教育への路
Observand prom level (Beobachtungs- oder Förderstufe) = teacher-training college

(勤察・進学期)
AdHS = 総合大学 (Universität) 以外の他のタイプの大学 (体育・音楽・芸術など)
Gymnasium = ギムナジウムは 9 年制で、grammar school であるが、近代科、古典科、理教科の三系統に別れている。尚、商業高校、工業高校、女子職業高校もギムナジウムに属する。最近は、職業教育重点の、而も大学入学準備教育も兼ねた職業系ギムナジウム (Berufliches Gymnasium) 設置の提案がある。

FHS = Fachhochschule : 徒前の FHS の中に (1) Ingenieurschule (2) Höhere Fachschule (3) Akademie があり、その教育分野は、各工学系、経済学系の多岐にわたりたが、1971年9月迄にこの三系統を一本化して FHS (大学レベルの職業専門学校) とした。

正 誤 表

頁	誤	正
目次	(Berufsbildungsgesetz)	(Berufsbildungsgesetz)
2	ガレッヂ	カレッヂ
3	engineering	Engineering
3	勘告	勧告
4	勘告	勧告
5	(occupational mobility)	(occupational mobility)
6	(grammar	(Grammar
6	(mathematical-scientific)	(mathematical-scientific)
10	テクニシアン	Technician
11	勘告	勧告
13	テクニシアン	Technician
14	勘告	勧告
14	comprehensive	comprehensive
15	関連し評価基準	関連した評価基準
15	支障を來し	支障を来たし
16	先きも	先も
17	Bagern	Bayern
21	勘告	勧告
26	devy	levy
33	勘告	勧告
40	反普	反響
とじこみ	科学者発表	科学省発表